

岩美町公共施設等総合管理計画

平成29年3月

令和4年3月改訂

鳥取県岩美町

目 次

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景
2. 計画期間
3. 施設保有量及びその推移

第2章 本町の状況

1. 人口の推移・年齢別人口構成
 - (1) 人口の推移
 - (2) 年齢別人口構成
 - (3) 人口動態
2. 財政の現状と課題

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 基本的事項
 - (1) 公共施設の現状
 - (2) 現状や課題に関する基本認識
2. 維持管理・更新等に係る経費
 - (1) 単純更新した場合の推計
 - (2) 個別施設計画策定済み施設の更新費用
 - (3) 個別施設計画策定済み施設の長寿命化費用
 - (4) 長寿命の効果

第4章 公共施設等の総合管理の方針

1. 対象施設
2. 基本方針
3. 具体的取組み
4. 計画推進のイメージ

第5章 インフラ施設について

- 別紙4 岩美町道路橋長寿命化修繕計画
- 別紙5 岩美町道路橋長寿命化修繕計画
- 別紙6 岩美町道路トンネル長寿命化計画
- 別紙7 岩美町水道事業経営戦略
- 別紙8 岩美町下水道事業経営戦略(公共下水道事業特別会計)
- 別紙9 岩美町下水道事業経営戦略(集落排水処理事業特別会計)

第1章 計画策定の背景

1. 計画策定の背景

岩美町の公共施設は1980年から2000年に整備された施設が多く、これらの公共施設の老朽化が進み、近い将来、一斉に施設の大規模改修や建替えが必要となる時期を迎え、大きな財政負担となることが懸念されます。

一方で、人口減少や少子高齢化による社会情勢の変化などから、税収の減少が予想され、公共施設等の改修や建替えに充てる財源には限りがあります。

そこで、本町でも長期的視点に立って、公共施設等の適切な管理方針を定める岩美町公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を平成28年度に策定しました。

そして今回、既に策定されている個別施設計画の内容を反映させるため、本計画の見直しを行います。

2. 計画期間

公共施設等の寿命は長く、建設から更新に至るまで様々な社会状況が予測されるため、長期間にわたって適切な維持管理を行っていくことが必要です。

計画期間については令和4年から令和13年までの10年間とします。なお、5年後の令和9年度頃に計画の見直し、更新を行います。

3. 施設保有量及びその推移

財産台帳による施設保有量とその推移は以下のとおりとなっています。令和元年度に延床面積が増加している主な理由は、平成29年度に中央公民館が解体され令和元年度に建築されたことと、岩美めぐみ館が建築されたことがあげられます。

なお、本計画の公共施設（建物）の対象施設は「第4章公共施設等の総合管理の方針」で後述するように①延床面積50㎡以下の施設及び②利用者等がごく少数のものに限定される施設は除くものとします。対象となる公共施設（建物）について別紙1公共施設（建物）の一覧表参照。

また、インフラ施設については個別に示します。

参考：延床面積から見た保有財産の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
延床面積	76,910.51 m ²	76,840.46 m ²	79,848.6 m ²	79,676.6 m ²

※財産台帳より

第2章 本町の状況

1. 人口の推移・年齢別人口

(1) 人口の推移

本町の人口は昭和 30 年の 20,460 人から人口減少が始まり、昭和 50 年までに約 4,000 人減少しています。その後 10 年間は 16,000 人程度で落ち着いていましたが、令和 2 年には 10,799 人となり、今後も人口は更に減少する見込みです。

世帯数は、昭和 40 年の 3,718 世帯から平成 12 年に 4,001 世帯、平成 17 年には 4,045 世帯と増加傾向にありましたが、平成 22 年に減少に転じ、令和 2 年には再び減少しています。

人口・世帯数の推移(国勢調査)

年 度	昭和 30	昭和 35	昭和 40	昭和 45	昭和 50
人 口 (人)	20,460	19,350	18,004	16,817	16,063
世帯数(世帯)	3,722	3,731	3,718	3,735	3,826

年 度	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12
人 口 (人)	15,969	15,944	15,342	14,713	14,015
世帯数(世帯)	3,892	3,938	3,935	3,942	4,001

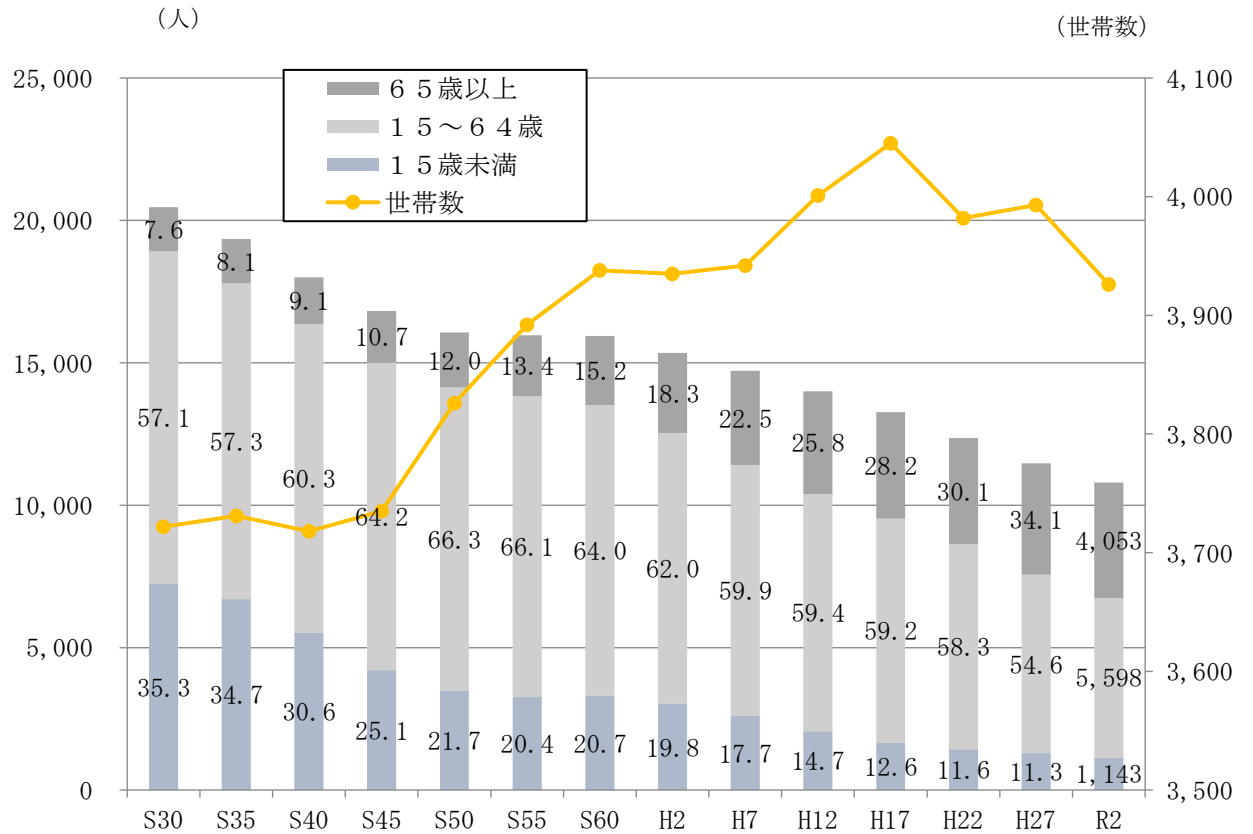
年 度	平成 17	平成 22	平成 27	令和 2
人 口 (人)	13,270	12,362	11,485	10,799
世帯数(世帯)	4,045	3,982	3,993	3,926

(2) 年齢別人口構成

年少人口(15歳未満)の割合は、昭和 30 年の 35.3%(7,232 人)から令和 2 年には「10.6%(1,143 人)」と減少しています。

一方、高齢者人口(65歳以上)割合は、昭和 30 年の 7.6%(1,555 人)から令和 2 年には 37.5%(4,053 人)と増加しており、少子高齢化が今後も進んでいくことが予想されます。

年齢別人口構成比・世帯数の推移（国勢調査）



(3)人口動態

人口動態は、出生数と死亡数の差である「自然増減」と転入数と転出数の差である「社会増減」に起因します。

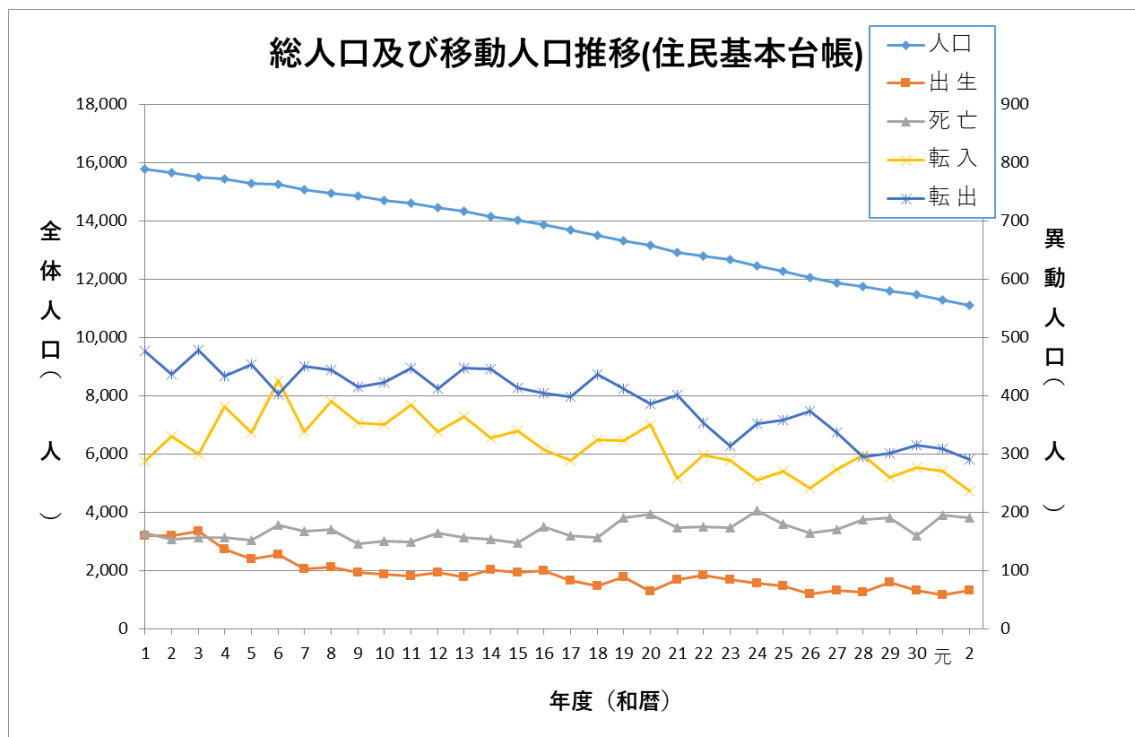
近年の人口動向においては、「自然減少」と「社会減少」が続いており、同程度の減少がみられます。

① 自然増減の動向について

自然減少の主な要因は「出生数の減少」です。平成元年度 160 人であった出生数は令和 2 年度には 66 人と半分以下になっている一方、平成元年度に 165 人であった死亡者数は年々増加傾向にあり、令和 2 年度には約 191 人の減少となり、今後も減少していくことが予想されます。

② 社会増減の動向について

社会減少は、転出が転入を上回ることによるものです。平成元年度から現在に至るまでほぼ毎年転出が転入を上回っています。



2. 財政状況

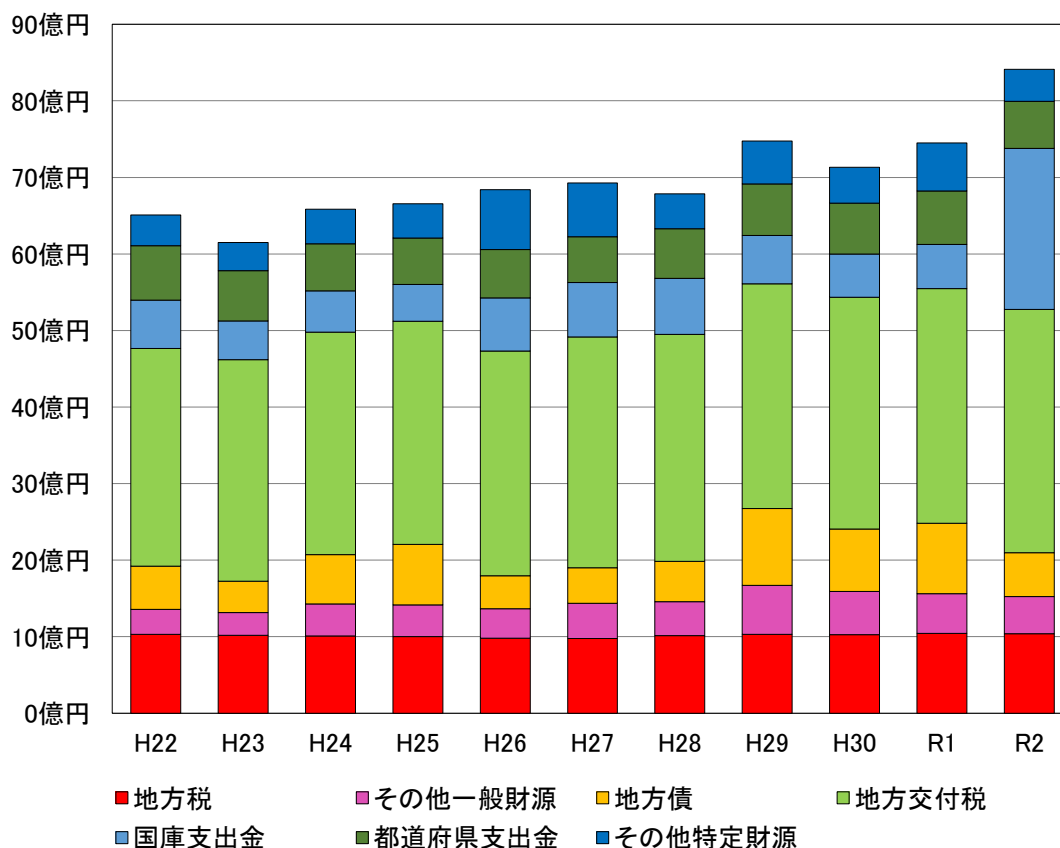
平成22年度から令和2年度までの普通会計決算の推移は、以下に示すとおりです。

過去の推移を見ると、平成22年度以降、60億円台で推移してきましたが、平成29年度から令和3年度までは、中央公民館整備事業の影響で70億円台となりました。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症への対応経費により、80億円を超える決算額となりました。

令和2年度の歳入決算額は84.1億円で、地方交付税が31.8億円(37.8%)、国庫支出金が21.0億円(25.0%)、地方税が10.4億円(12.3%)、その他一般財源が4.9億円(5.8%)などとなっており、地方交付税や国庫支出金が50%以上を占め、国の予算に大きく影響を受ける財政構造となっています。

そのような中、歳入の根幹となる地方税と、地方消費税交付金等のその他一般財源については、13億円前後で推移しています。今後、消費税率の引上げ(令和元年10月)等に伴う増収が一定程度見込まれるものの、就労人口の減少などにより、町税の伸びは期待できない状況であり、一般財源の見通しには特に慎重になる必要があります。

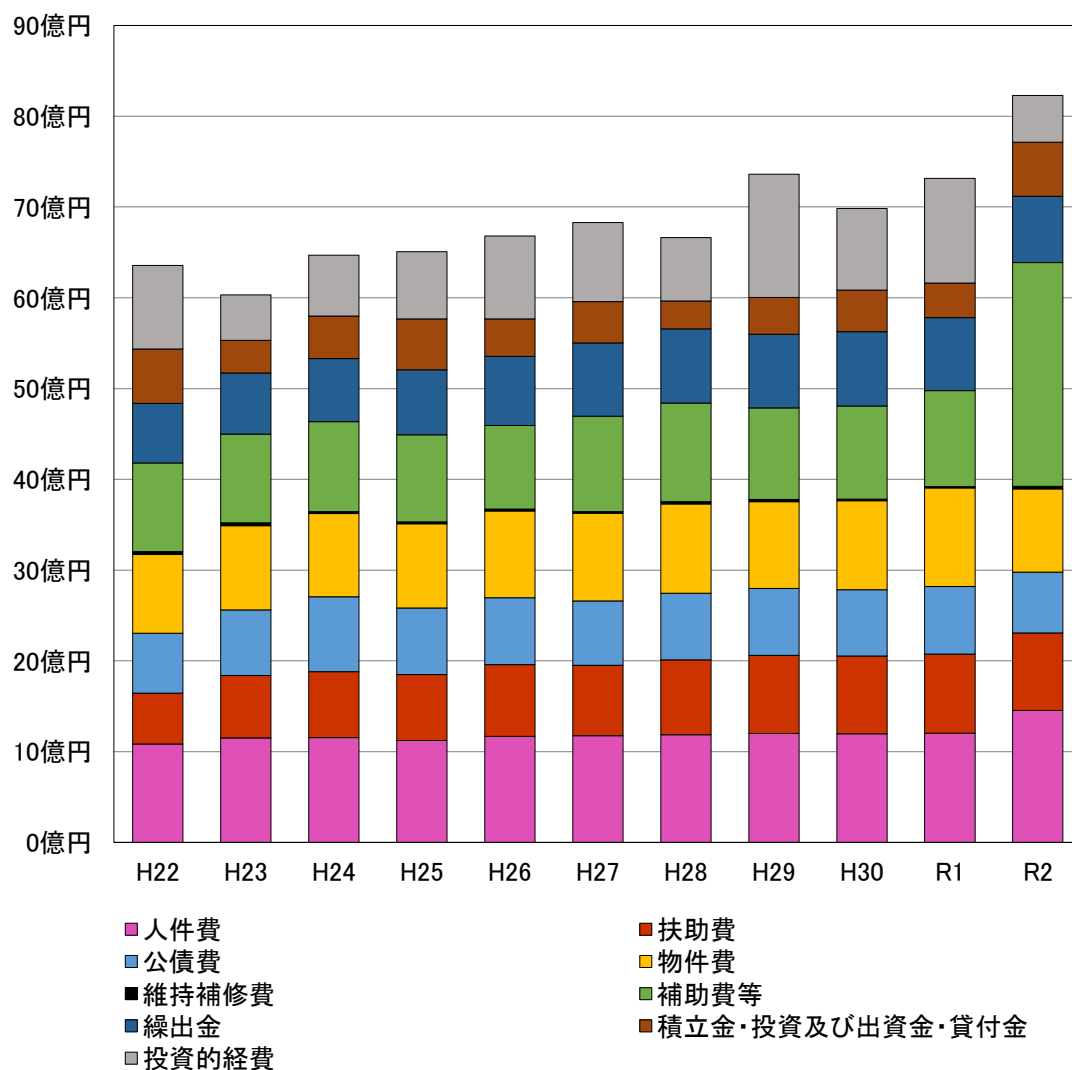
歳入の推移



令和2年度の歳出決算額は82.3億円で、人件費が14.5億円(17.7%)、扶助費が8.5億円(10.4%)、物件費が9.2億円(11.2%)、繰出金7.3億円(8.9%)、投資的経費5.2億円(6.3%)などとなっています。

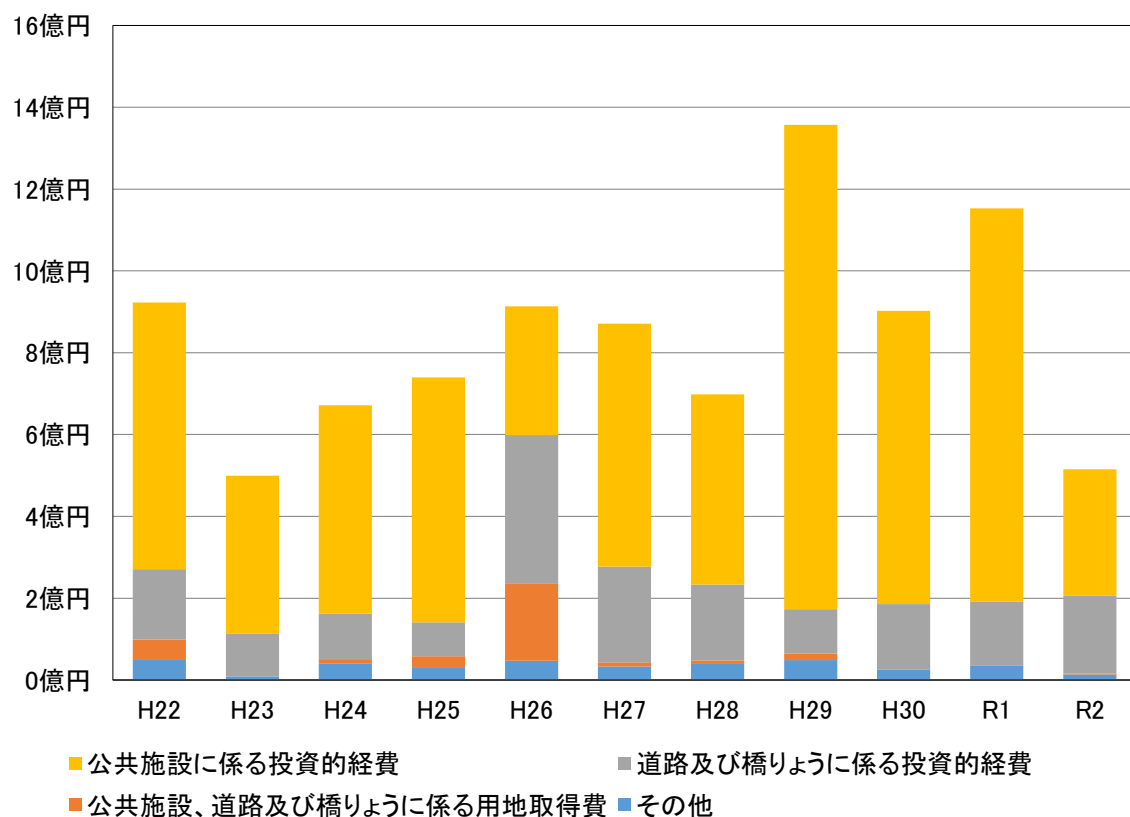
過去の推移を見ると、人件費は人事院勧告に伴う給与改定などにより、毎年微増となっていました。令和2年度から会計年度任用職員制度が開始されたことに伴い、大きく増加しています。また、扶助費は少子化、高齢化等に伴う社会保障費の増により、繰出金は下水道事業や病院事業に対する繰出基準額の増などにより、それぞれ年々増加傾向にあります。令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、国の特別定額給付金等の生活支援や町独自の事業者支援に係る経費が多額に上り、補助費等が一時的に大幅な増加となっています。

歳出の推移



投資的経費については、年度によりばらつきはありますが、過去10年間の平均決算額は8.4億円となっています。平成29年度からの3年間は、中央公民館整事業の実施により決算額が増加していますが、当面、大規模な事業は予定していません。ただし、今後、中央公民館整備事業等の財源として借り入れた地方債の元金償還が始まることから、財源確保に一層留意する必要があり、公共施設の最適配置や効率的な管理等により経費削減に努めなければなりません。

歳出投資的経費の推移及び内訳



第3章 公共施設等の現状と課題

1. 基本的事項

(1) 公共施設の現状

令和2年度時点の本計画の対象とする公共施設は74棟。

建物の延床面積の合計は 72,065.90 m²となっています。

今回の改訂に伴い現在の用途に適った分類に見直しました。施設の内訳については(別紙1)公共施設(建物)一覧表を参照。備考の詳細については(別紙2)施設分類一覧表の位置づけを参照。

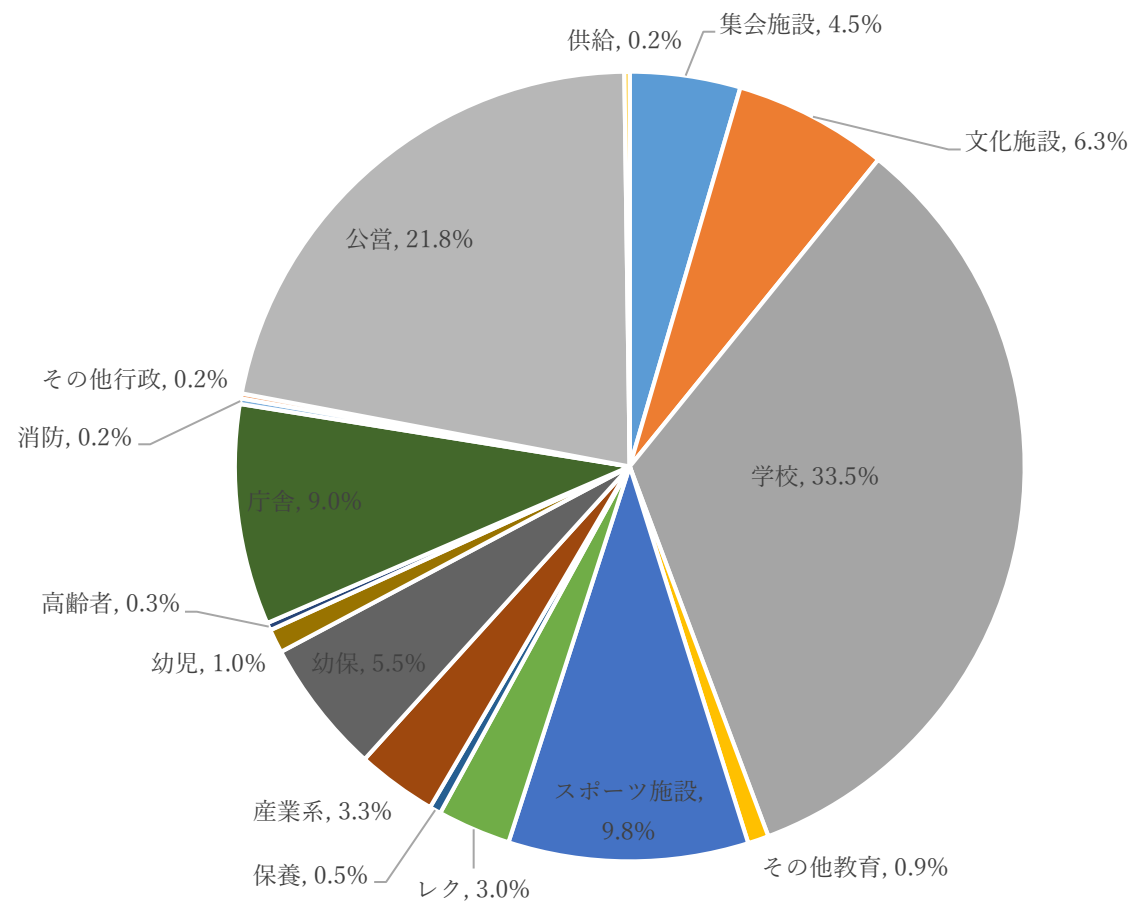
用途分類名称 (中分類)	R3 延床面積 (m ²)	構成 (%)	備 考
集会施設	3,260.53	4.5%	民間が活用している建物
文化施設	4,551.39	6.3%	まちづくり活動等の拠点
スポーツ施設	7,079.5	9.8%	体育の振興と健康の増進の拠点
レクリエーション・観光施設	2,119.93	3.0%	観光等産業の振興に資する建物
学校	24,126.7	33.5%	義務教育を行うための建物
その他教育施設	617.8	0.9%	学校給食を共同調理するための建物
幼保・こども園	3,974.73	5.5%	保育を行うための建物
幼児・児童施設	702.74	1.0%	乳幼児及びその保護者のための建物
高齢福祉施設	225.00	0.3%	福祉事業の継続するための建物
保養施設	338.48	0.5%	健康増進と観光振興に資する建物
庁舎等	6,505.45	9.0%	行政サービス及び防災の拠点
産業系施設	2,364.03	3.3%	地場産業等の振興を図るための建物
消防施設	165.81	0.2%	消防団の消防・防災活動の拠点
その他行政系施設	145	0.2%	災害時の道具を保管する建物
公営住宅	15,731.6	21.8%	低額な賃貸住宅
供給処理施設	157.21	0.2%	公衆衛生の向上のための建物
合計	72,065.90	100.0%	

※1 延べ床面積50m²以下の施設、又は利用者等がごく少数のものに限定される施設は除く。(岩本集会所、旧田河内分校、旧鳥越分校、小田南谷地区緑地施設、東浜展望台、浦富海岸展望台、防災無線通信施設、岩井水防倉庫、院内水防倉庫、恩志消防ポンプ格納庫、田後コミュニティー消防センター、駅前分団消防車庫、ゆかむりの里グランドゴルフ場、たんぽぽの家、いわみ暮らしおためし住宅、大谷公衆便所、本庄共同作業場、本庄農機具格納庫、恩志共同作業場、恩志農機具保管庫、除雪機械等格納庫、就業改善センター、ビーチクリーナー、牧谷

公衆便所、網代公衆便所、大羽尾公衆便所、浦富公衆便所、東浜海水浴場公衆便所、岩井(愛宕)公衆便所、牧谷カキツバタ公衆便所、田後公衆便所、東浜駅前公衆便所、岩井(愛宕)休憩所、田後バス待合室、陸上バス待合室、羽尾バス待合室、岩美幹部派出所バス停留所、旧田後保育所、町営住宅営繕用資材置場、旧池谷水防倉庫、旧小田小学校、旧保健センター)

※3 中分類は総務省監修ソフトによる。

※4 インフラ系(橋梁、トンネル、上下水道)施設は除く



(2) 現状や課題に関する基本認識

<現状について>

- ・現状の詳細については別紙1公共施設(建物)一覧表を参照してください。
- ・公営住宅と学校だけで公共施設に占める割合は50%以上で、公営住宅の老朽化率(耐用年数/経過年数)は約90%以上、学校の老朽化率は約40%以上となっています。
- ・公共施設の1割以上を占める集会施設、文化施設、スポーツ施設のほとんどが老朽化率 100%を超えています。
- ・本庁の老朽化率は42%となっています。

※老朽化率を求める耐用年数は減価償却に使用するもので構造的な使用可能年数ではない。

参考:有形固定資産減価償却率の推移

平成28年度	平成29年年度	平成30年度	令和元年度
59.6%	60.1%	66.4%	65.8%

※公共施設等の老朽化を示す一つの指標。

※岩美町のインフラ施設も含めた公共施設の指標。

<課題について>

- ・令和3年末時点で公共施設の個別施設計画が策定されている建物としては、庁舎と公営住宅と学校と社会教育施設があります。個別施設計画による各施設の課題は以下表の通りとなっています。
- ・個別施設計画が未策定の施設については、現状の把握、大規模改修や長寿命化の時期や費用を見据えた将来の見通し、管理体制を検討していく必要があります。

庁舎	20年以上主要な設備(空調や電気設備)の大規模改修を行っていないことから、計画的に実施していく必要があります。
公営住宅	現行の耐震基準を満たしていない建物があり、それら建物を立て直したり、集約化することが課題となっています。
学校	施設の現状維持を図るため、長寿命化を検討する必要があります。
社会教育施設	老朽化率が高く、利用状況が低い施設があることから、今後の管理運営方法等を検討する必要があります。

参考:過去に行った主な対策の実績

	庁舎	公営住宅	学校
H28		竹ヶ下団地のユニットバス設置 及び電気容量の増加	北小学校、西小学校の屋根修繕
H29		浦富第1・2団地のユニットバスの設置	北小学校の空調設備改修 西小学校外壁錆鉄筋補修
H30	空調設備修繕	浦富第3団地のユニットバス設置	各小学校の空調設備整備
R1		浦富第3団地のユニットバス設置	
R2		—	西小学校エアコン改修 中学校のプールろ過ポンプ取替

※社会教育施設については、平成23年に町民体育館の耐震化工事を行って以降、大規模な改修は行っておらず、近年では修繕の平均年間件数が15件で、平均年間総額が120万円程度となっている。

※個別施設計画策定済みの施設のもののみ計上。

2. 維持管理・更新等に係る経費

74棟の公共施設を全て順次更新した場合の将来的な見込みを推計します。また、個別施設計画策定済みの施設46棟を対象として、本計画期間内(10年間)に①耐用年数を迎えた建物を順次建て替えていくことと、②既存の建物を長寿命化することで建て替え時期を延長させ、人口減少に伴い建物の集約化を図ることを比較します。

(1)更新した場合の推計

- ・対象の公共施設全てを2060年までに順次更新した場合の費用
 - ・対象棟数:74棟 対象延べ床面積:72,065.90 m² 期間:40年間
→ 294億円 (年平均7.4億円) 【図1】
- ※総務省監修の「公共施設等更新費用資産ソフト」を利用。

(2)個別施設計画策定済み施設の更新費用

- ・個別施設計画策定済みの施設のみを対象とし、本計画期間内に順次更新した場合の費用
 - ・対象棟数:46棟 対象延べ床面積:59,238.88m² 期間:10年間
→ 63億円・・・① 【図2】
- ※総務省監修の「公共施設等更新費用資産ソフト」を利用。

(3)個別施設計画策定済み施設の長寿命化費用

- ・個別施設計画策定済みの施設について、本計画期間内に建物の長寿命化も含めた建て替え及び大規模改修をした場合の費用
- ・対象棟数:46棟 対象延べ床面積:59,238.88m² 期間:10年間
→ 55億円・・・② 【図3】

(4)長寿命化の効果

- ・個別施設計画における長寿命化の効果は以下のとおりです。

- ① 壊れてからの修繕ではなく、予防的な修繕を行うことで、修繕費用を比較的に低く抑えることが出来ます。
- ② 建物の外装内装や屋根の改修をしたり、耐震化を行う等の長寿命化を行うことで建て替え時期を延長することが出来、結果として年間でみた場合でも順次更新した場合と比べて建て替え及び大規模改修の費用の負担が少なくて済みます。
- ③ 町営住宅については、現行の耐震基準を満たしていない施設を対象として、施設の集約化を図り、維持管理に係る経費を抑えることが出来ます。

参考:年間にかかる平均的な維持管理経費

庁舎	町営住宅	学校	社会教育施設
20 百万円	10 百万円	6 百万円	42 百万円

図 1

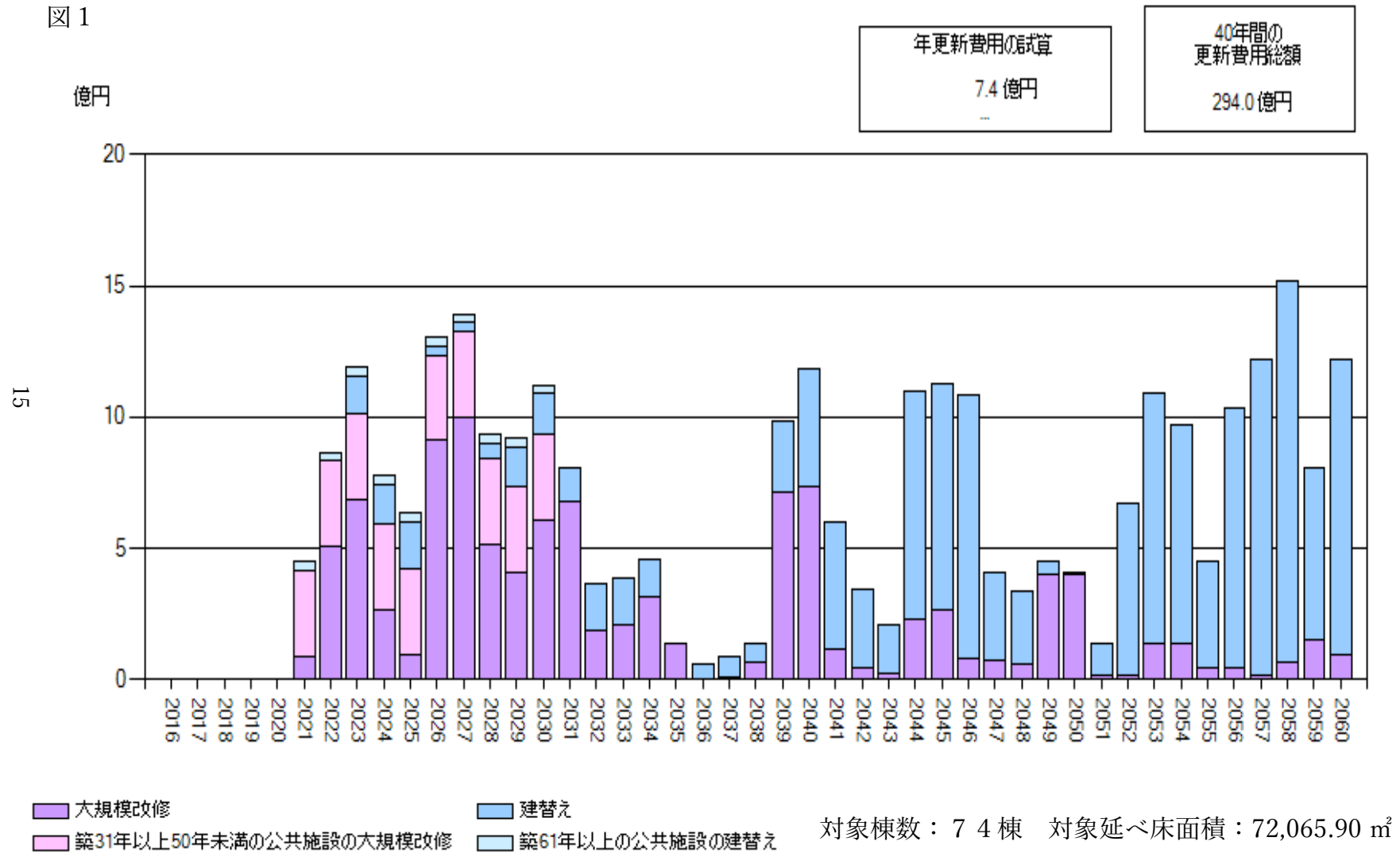


図 2

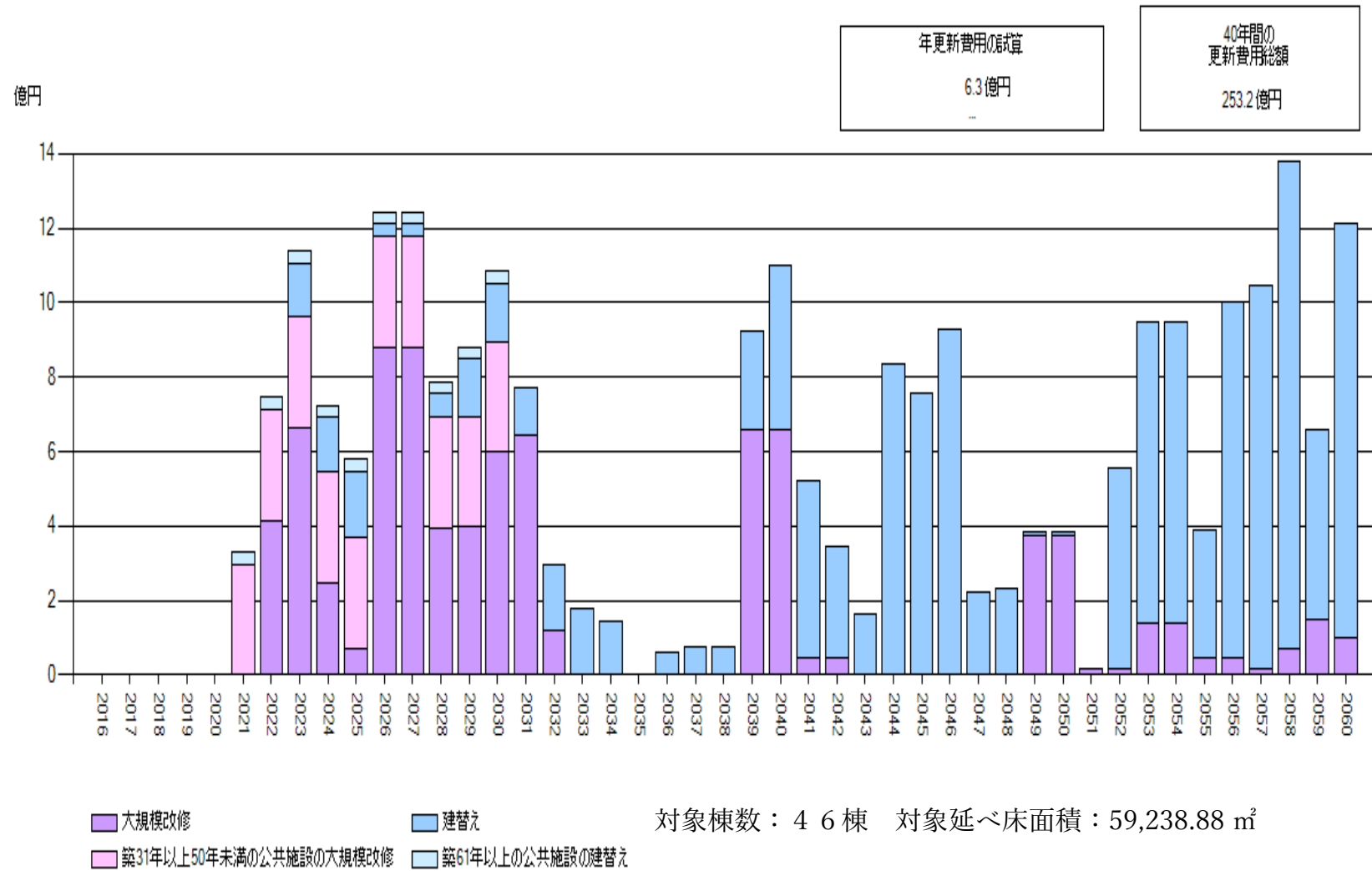
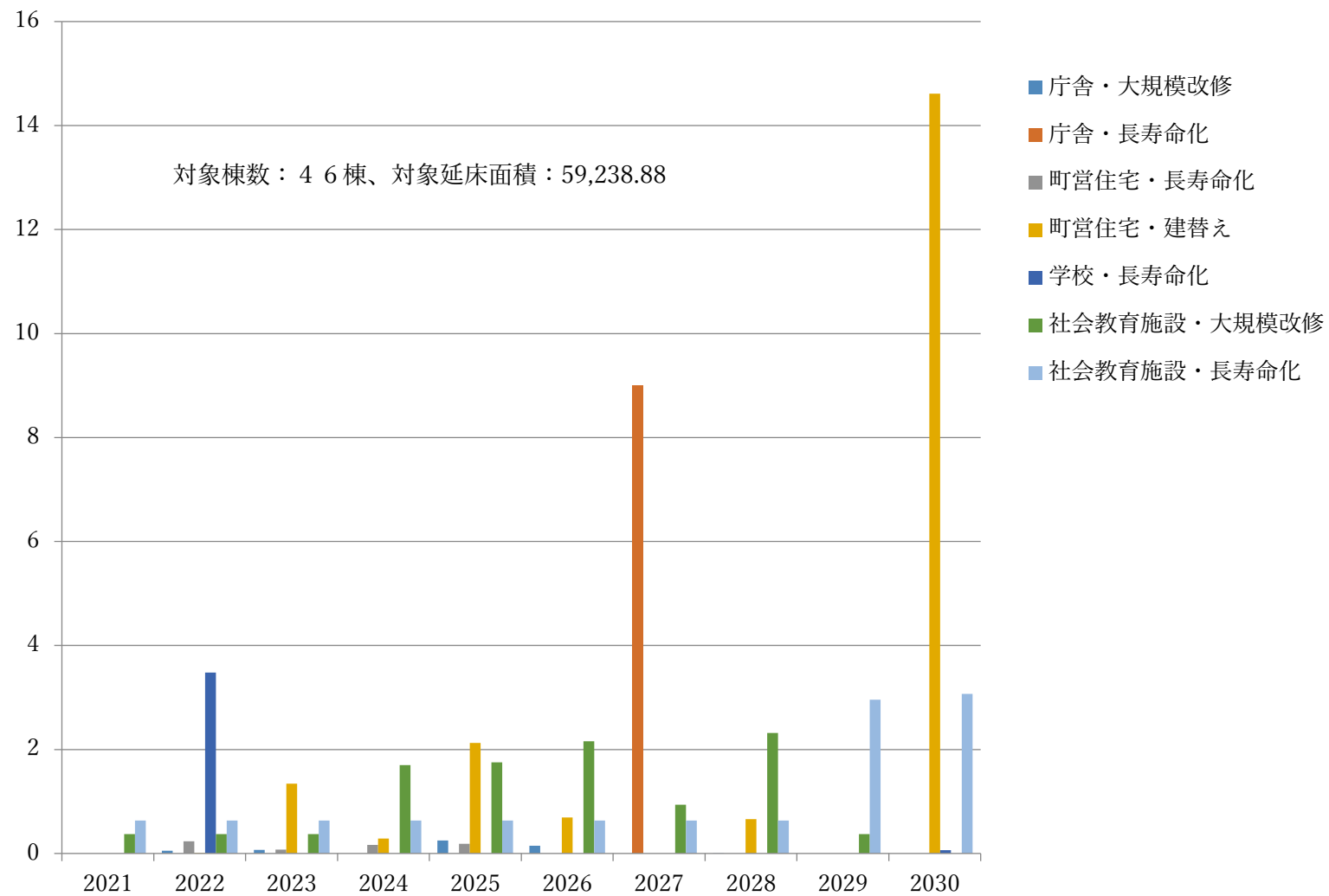


図 3

億円



第4章 公共施設等の総合管理の方針

1. 対象施設

これまで記述してきた公共施設等の現状と課題を踏まえ、本町の公共施設等について、効果的・効率的に管理していくための基本方針について、以下のとおりとします。

公共施設等の総合管理計画の対象とする施設については、橋梁、上水道等のインフラ系施設並びに、庁舎、町営住宅、学校、保育所公民館等の公共建築物とし、既存の施設だけでなく、新設または改築を実施予定の施設も対象とします。

ただし、以下の公共施設等については対象外とします。

- ①延べ床面積50㎡以下の施設
- ②利用等がごく少数のものに限定される施設

2. 基本方針

(1) 総資産量の適正化

- 原則として新設はしません。
- 廃止、複合化、集約化など施設の総量を制限します。
- 地域の必要性、社会情勢を考慮し、中長期的計画整備を行います。
財政状況、人口減少を踏まえ、サービス水準を維持し、施設総量の適正化。
- 施設廃止跡地は売却・払下げ等により処分し、財源確保、経費削減に努めます。
- インフラ系試算については、町民生活の安全性、重要性を確認しながら適正化を図ります。

(2) 長寿命化

- 施設ごとの評価をし、必要に応じて見直しを行うことで計画的な維持管理等を行います。
- 公共施設等の目視・打診による定期的な点検・診断を実施し、劣化状況を把握します。
- 点検・診断の結果、不具合が判明した場合は、危険度合に応じて使用の中止、修繕など迅速かつ的確に対応します。また、用途を廃止し利活用が見込めない施設については、適正な管理を行うと共に、処分方法を検討します。
- 壊れてからの修繕ではなく、計画的な修繕を策定し施設を長期間使用できるようにします。内装外装の改修や耐震化等長寿命化について検討を行います。
- 更新、大規模改修時期の集中化を避け、歳出の平準化を図ります。
- 施設ごとの特性を考慮した計画的維持管理を行います。
- ユニバーサルデザイン化を推進します。

3. 具体的取組み

(1) 公共建築物及びインフラ資産

① 個別施設計画の策定

- ・個別施設計画を策定し、大規模改修や長寿命化の計画を立てます。

② 個別施設計画による実施

- ・修繕履歴を蓄積します。
- ・年度毎の光熱水費等の維持管理費を記録します。
- ・大規模改修や長寿命化の進捗管理に努めます。

③ 評価

- ・②で取りまとめた結果をもとに個別施設計画を見直します。
- ・見直された個別施設計画の内容を本計画に反映します。
- ・必要に応じて更新時の方向性（別紙2）を見直します。

(2) 推進体制の整備

① 財政との連携

中長期的な視点で施設整備・維持管理運営計画にも財政措置は必要不可欠です。総合計画や財政計画と整合性を持たせ、関係部署で連携を取り、推進します。

② 全庁的な計画になるので、推進するためには職員ひとりひとりの意識改革が必要になります。経済的かつ効率的に運営していくため研修等を行い情報共有に努めます。

③ 住民との協働

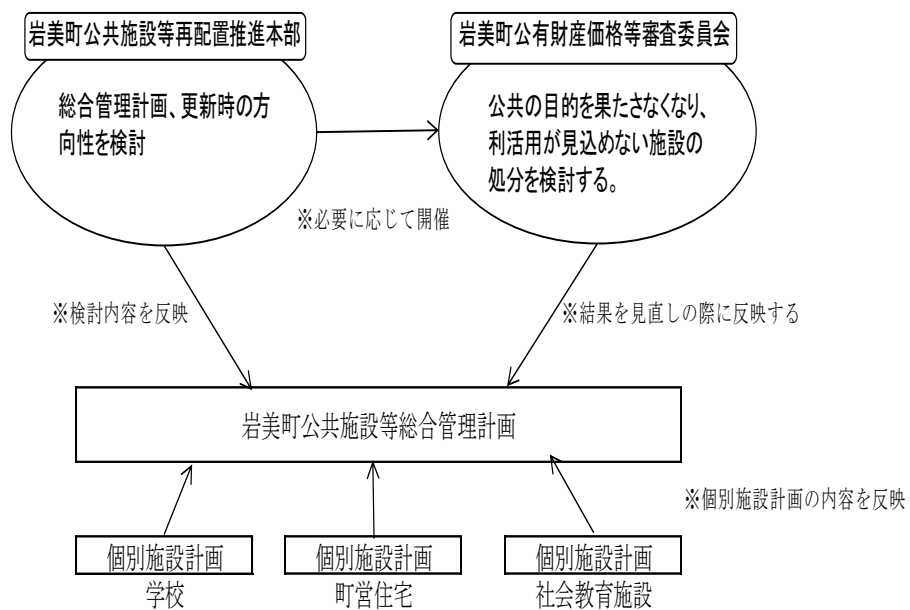
サービス提供の過程には、住民と行政の相互理解が重要となります。必要に応じて住民の意見を取り入れ、情報共有し推進します。

※公共施設に関する町民アンケート(別紙3)

④ 継続

本計画については、時期的な基準を設け、進捗管理や見直しを行い、継続的な取り組みを推進します。

(3) 計画推進のイメージ



用語解説

か行	
公共施設等	公共施設、公用施設その他公共の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物。具体的にはハコモノの他、道路・橋梁等の土木工作物、公営企業の施設等も含む包括的な概念。
更新	老朽化などに伴い、機能が低下した施設などを、同程度の物と取り換え、建て替えること。
個別施設計画	施設ごとの長寿命化対策に係る計画
さ行	
修繕	破損や劣化による不具合が生じている性能・機能を当初の状態へ戻すこと。
た行	
大規模改修	10年から数十年に一度施設全体に対して、主要な設備（電気、昇降機、空調等）の改修を行うこと。
投資的経費	投資的経費は、道路・橋梁、庁舎、公営住宅等の建設等社会資本の整備に要する経費。
長寿命化	定期的な施設点検を行い、建物に損傷が拡大する前に適切な処理を行ったり、外装内装の改修、耐震化を図ることで建物の性能、機能を確保し、施設の寿命を延ばすこと。
や行	
有形固定資産減価償却率	有形固定資産のうち、土地以外の償却資産（建物や工作物）の取得価格に対する減価償却の割合。比率が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示す。
ユニバーサルデザイン	多くの人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする考え方。